

九州国立博物館 レストラン・カフェ運営業務

企画提案公募に係る配付資料

1 企画提案公募要項

- ・別紙 1 レストラン・カフェ図面
- ・別紙 2 貸出設備機器・什器一覧
- ・別紙 3 企画提案書作成要領

- ・様式 1 参加申込書
- ・様式 2 役員一覧表
- ・様式 3 企業等概要
- ・様式 4 質問書
- ・様式 5 誓約書
- ・様式 6 参加辞退届

2 契約書（見本）

3 仕様書

令和 5 年 1 月

福岡県立アジア文化交流センター広報課

九州国立博物館レストラン・カフェ運営業務 企画提案公募要項

I 公募の内容

1 公募の目的

九州国立博物館（以下「館」という。）は、平成 17 年に創設された我が国で 4 番目の国立博物館として、開館以来、国内外から数多くの来館者を迎えている。

開館当初からレストラン・カフェの運営を実施していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による来館者の減少により、令和 2 年中途からレストラン・カフェの事業者が撤退し、以降、閉店したままとなっている。

現在、来館者数が回復しており、来館者からはレストラン・カフェ再開の要望があること、またレストランの施設設備の改修工事が終了したこと、国（独立行政法人国立文化財機構（以下「独法」という。））と福岡県（以下「県」という。）では、来館者サービスのより一層の向上を目的として、企画競争によるレストラン・カフェの運営事業者（以下「運営事業者」という。）の公募を実施する。

公募にあたっては、企画提案の内容及び応募事業者の技術力・営業実績等について総合的な観点から審査の上、館運営の趣旨を十分に理解し、飲食物等の提供業務を円滑に遂行することができる、最も適切な運営事業者を選定する。

2 レストラン・カフェ運営にあたっての基本的な考え方

レストラン・カフェの運営にあたっては、国立博物館に対する信用を保ち、契約期間中、安定して継続的に運営できることが基本条件となる。

出店にあたっては、館が国民の貴重な財産である文化財を多数収集・保管・展示する施設であることを十分考慮し、レストラン・カフェの安全性はもとより、文化財保護のための博物館環境の保全に細心の注意を払う必要がある。

館では、温度、湿度、光等による劣化、虫やカビ、化学物質、事故、災害、盗難等から文化財をまもり、未来へ確実に伝えていかなければならない責務がある。このことは、職員のみならず、館内の事業者すべてにおいて協同で成し遂げられるものであることを十分認識し、運営事業者は、施設設備への十分な点検、管理を行い、安全確保及び環境整備に努めるものとする。

3 対象施設の概要

(1) 施設名

九州国立博物館レストラン・カフェ

(2) 場所

福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号

種目	レストラン	カフェ
場所	レストラン棟	本館1階
使用面積 (H28)	264.11 m ² (内訳) ・厨房、バックヤード 131.05 m ² ・客席 133.06 m ²	31.93 m ² (内訳) ・厨房 19.56 m ² ・客席 12.37 m ²

*客席専用面積、共用スペースは、新規契約によりレイアウトの変更が生じる場合は、変動する。

*場所・面積等は、公募説明会時に確認すること。

*レストラン・カフェの営業のために、ショーケース等を設置することが必要な場合は、県と協議のうえ設置するものとし、設置面積に応じた使用許可等の手続きを行うものとする。

(3) 駐車場

レストラン・カフェ利用者は、館の駐車場を利用することとする。(レストラン・カフェ専用の駐車場はない。)

なお、運営事業者用の駐車場については確保する。

4 契約期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

※開業日は、令和5年度のできる限り早い時期とし、詳細は、運営事業者と協議して決定する。

※店舗の開設及び店舗の撤去に要する期間は、上記契約期間に含むものとする。

※このほか、利用者アンケート等に基づき、利用者満足向上のため館が改善を要請することがある。

5 出店の方法及び費用等

(1) 出店に係る費用

① 委託料

0円

※レストラン屋外に物置や看板等を設置する場合は、福岡県財務規則第216条の規定に基づく「行政財産使用許可申請書」を提出する必要がある。

② 売上納付金

運営事業者は、県に対して売上納付金を支払うものとする。売上歩合の設定は毎月間売上額の100分の3に相当する額を下限とし、企画提案書でその歩合を提案すること。

※売上歩合賃貸借料＝(売上額(税抜)×歩合(%))×110/100

(2) 店舗設置に係る費用

店舗の設計、設営、資機材及び什器、備品の設置に要する費用は、運営事業者の負担とする。

(3) 本業務に係る経費

本業務に係る従業員等の人件費、販売する商品の仕入や製造に係る費用等は、すべて運営事業者の負担とする。なお、運営事業者は、従業員の服装について、あらかじめ館と協議すること。

(4) 電気、水道に係る光熱水費

本業務に係る光熱水費は、すべて運営事業者の負担とする。

電気：既設の電源設備を使用できる。

給水：既設の上水道設備を使用できる。

排水：既設の下水道設備を使用できる。

※電気料金及び上下水道料金は、計量器（メーター）により計測した使用量応分を県が運営事業者に対して請求する。

ガス：レストランは、既設のガス設備を使用できる。

カフェは、ガスの使用を認めない。

※ガスは、運営事業者が自ら供給事業者と契約するものとし、ガス料金等は、運営事業者の負担とする。

※機材及び什器・備品等の持ち込みに際して電気工事等の措置が必要となる場合は、県と協議の上、許可を受けた場合に限り行うことができるものとする。

(5) 管理に係る費用

建物保守・点検、警備に係る経費については、使用面積に応じて県が運営事業者に対して請求する。店舗内の清掃（グリーストラップ清掃費を含む）及び軽微な修繕費（電球の交換、排水詰まり、パッキンの交換など）については、運営事業者自らがを行い、その費用は、運営事業者の負担とする。

【使用面積に応じて請求する管理経費の目安】

令和5年度見込み 年間 5,000千円～6,000千円程度

※金額には(4)電気、水道に係る光熱水費を含む。ただし、ガス代は含まない。

(6) 廃棄物運搬・処理に係る費用

レストラン及びカフェにかかる廃棄物運搬・処理等に係る経費については、運営事業者自らが廃棄物運搬・処理業者と契約するものとし、その費用は、運営事業者の負担とする。

(7) 電話使用に係る費用

館の内線電話を使用することができる。外線電話を必要とする場合は、運営事業者が自ら電話

回線事業者と契約するものとし、これに要する経費は、運営事業者の負担とする。

6 営業内容

(1) 店舗の営業日及び営業時間

① 営業日

原則として契約期間中における開館日とする。

※休館日：月曜日（但し、月曜日が祝日又は休日の場合は開館し、翌火曜日に休館）

年末（12月24日～12月31日。但し変更もあり得る）、設備点検日等。

詳細については、本館ホームページ <https://www.kyuhaku.jp/> を参照のこと。

※ゴールデンウィーク期間とお盆期間中（8月13日～8月15日）は、原則として無休。

② 営業時間

営業時間は、原則として博物館の開館日における午前11時以前から閉館時間までとし、運営事業者の企画提案に基づき館と協議の上、決定する。

ただし、レストランの営業時間は、特別展開催期間以外は、午後4時までに短縮することも可能。特別展開催時の金曜、土曜については、午後8時まで夜間開館を実施しており、館と協議の上、終業時間を決定する。

休館日または閉館時間外において、館と協議の上、営業する場合がある。

※開館時間：午前9時30分から午後5時（入場は午後4時30分まで）

特別展開催時の金曜、土曜は、午後8時まで（入場は午後7時30分まで）

③ 営業形態

レストランは、食事（軽食を含む）の提供を主体とする。

カフェは、館内に設置されることから火気の使用ができないこと、また、調理用の換気扇が設置されていないことから、匂いが強くない軽食及び飲料を主体とすること。

レストラン、カフェのいずれもフルサービス、セルフサービスは問わない。

(2) 商品内容

① 品目

カフェとレストランのメニュー及び販売品目を、それぞれ明示すること。

博物館の展示や事業と連携したメニュー、テイクアウトできるメニューを設けること。実際の販売品目については、契約締結後にあらかじめ県と協議のうえ、決定すること。

② 販売価格

販売品目に見合った適切な価格を設定すること。

来館者が気軽に利用できると考えられる価格のメニューを設けること。実際の価格については、運営事業者の企画提案に基づき、契約締結後に県と協議すること。

(3) 商品・材料等の仕入れ及び調理・加工・取扱

商品・材料等は、運営事業者が信頼できる事業者から仕入れること。その調理、加工、取扱いに当たっては、温度管理や衛生管理に万全を期し、鮮度・品質の保持に努め、消費期限等を厳守

すること。また、福岡県産品の利用に努めること。

なお、レストラン利用者に販売した商品に瑕疵があった場合は、運営事業者が全ての責任を負うものとする。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

商品の搬入及び廃棄物の搬出については、館業務用ゲートを使用して行うことができる。

搬入出の方法及び時間等は県と協議の上、決定するものとする。

(5) 清掃・消毒・害虫駆除等

① 館が国民の貴重な財産である文化財を多数収集・保管・展示する施設であることを十分に考慮し、店舗内外（屋外テラス、窓ガラス等含む）の清掃、消毒、害虫駆除等については、館の指示のもと、出店者の責任において適切に実施し、虫害等の防止に万全を期すこと。

また、実施に当たっては、文化財へ影響が及ばないよう、館と協議の上、適切な薬剤等を用いること。運営事業者は、これらの処置内容及び頻度等を事前に書面をもって示し、県の承認を得なければならない。

② カフェにおいて、フリースペースを客席として利用する場合は、営業時間中は、適宜、食べこぼし等によるテーブルや床の汚れを除去すること。また、終業時にテーブルや床の汚れを除去すること。特に、床の通気口等の隙間に食べこぼし等の汚れを落とさないよう注意すること。

また、カフェに荷物を搬入する際は、段ボールは使用せずプラスチックケース等を利用し、害虫を持ち込まないよう対策を講じること。

③ 廃棄物・廃油等の処分は、運営事業者の責任において適切に実施し、館内に廃棄物等を留め置かないようにすること。

また、テイクアウト用メニューに用いる使い捨て容器類が館内に散乱することのないよう、来館者に注意を促し、回収すること。

(6) 従業員の勤務体制

従業員の勤務体制については、業務が円滑に遂行されるよう留意し、適正に人員配置すること。

(7) その他

① 館が許可した場所以外への貼り紙、看板等の表示又は掲出は、認めない。

② 省エネルギーに努めること。

③ 現金に加え、キャッシュレス決済（クレジットカード、交通系 IC カード等）による支払も可能とすること。

④ メニュー表記は日本語と英語を必須とし、その他言語の表記に努めること。

⑤ 店内は全席禁煙とすること。

⑥ 店内での無料 wi-fi 利用の提供に努めること。なお、カフェのフリースペースにおいては、館が提供する Kyuhaku Free Wi-Fi が利用可能である。

⑦ 休館日及び閉館時間に、運営事業者の責任において、レストランの営業を行うことを妨げな

い。ただし、事前に県に協議を行うこと。

- ⑧ 車いすやベビーカーの利用など、障がいのある方や乳幼児、高齢者など、多様な人々の利用しやすさに配慮すること。

7 店舗設営

(1) 使用可能な施設及び設備

運営事業者が使用できる施設及び設備等は、レストランとカフェの許可された範囲及び、その範囲における空調設備、電気設備、給排水設備とする。

(2) 設備機器・什器類の設置

- ① 厨房の設備機器類及び客席の什器類は、館が貸付けるもの以外は、運営事業者が用意するものとし、設置・維持管理・撤去等に係る費用は運営事業者の負担とする。

なお、工事が発生する場合は、速やかに原状回復できる形態に限るものとし、工事実施にあたっては県の指示に従うこと。

- ② 館が貸付ける設備機器・什器類については、別紙「貸出設備機器・什器一覧」のとおりであり、現場説明会時に確認すること。館から貸付ける設備機器・什器類は、現状での貸付とし、運営事業者において適正に管理すること。

館から借り受けた設備機器・什器類に修繕、更新等の必要が生じた場合は、運営事業者が維持管理（更新等を含む）を行うものとし、その費用は、運営事業者の負担とする。

なお、館から借り受けた設備機器を撤去しようとする場合は、事前に県と協議すること。

(3) 内外装の整備

① レストラン

店舗の内外装は、運営事業者の企画案に基づき県と協議のうえ行うものとし、整備、維持管理、撤去等にかかる費用は、すべて運営事業者の負担とする。

なお、現状の内外装については、現場説明会時に確認すること。

② カフェ

建物自体に施す内外装は認められないが、撤去が容易な什器類は、設置することができる。

(4) 防火・防災・防犯上の対策

- ① 運営事業者は、必要な防火・防災対策等を適切に実施すること。火災発生等により館に損害を与えた場合は、速やかに弁済する責を負う。

- ② 運営事業者は、必要な防犯対策を行い、自己責任において金銭を管理すること。県は、金品等の盗難等による被害の責任を負わない。また、釣り銭等の金銭は、運営事業者が用意すること。

- ③ 営業時間外に施設管理のため他の事業者（清掃業者等）が施設に立ち入る場合は、事前に県に連絡を行い、運営事業者が立ち会うこと。

(5) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い、関係法令に基づき諸官庁への申請、届出等が必要となる場合は、適切に行うものとし、申請・届出等の状況を県に報告すること。

8 特記事項

- ・令和7年度に開館20周年を迎えるに当たり、記念事業を検討しているため、記念事業を実施する際には、県と協議の上、必要な協力を行うこと。
- ・開館20周年を控え、展示室の改修のため、令和6年度は短期の休館や、特別展の実施回数の見直しがあり得ること。その場合、内容が明らかになり次第、県は、運営事業者に連絡するものとする。

II 出店の条件

1 契約の締結

県と選定された運営事業者は、委託契約を締結する。

※レストラン屋外に物置や看板等を設置する場合は、県から福岡県財務規則第216条の規定に基づく行政財産使用許可を得る必要がある。

2 契約の解除

- (1) 契約期間内においては、社会情勢の変化等やむを得ない場合を除き、県及び運営事業者ともに本契約を解除できないものとする。
- (2) (1)にかかわらず、県は、公用、又は公共用に供するため必要とするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、契約を解除することがある。
- (3) (1)にかかわらず、県は、運営事業者が委託契約及び本要項に定める条件や制限に違反したとき、あるいは本要項に定める運営事業者の義務を果たさないときは、契約を解除することができる。
- (4) (1)にかかわらず、次の各号に該当するときは、県は、運営事業者に催告他の手続きを要することなく、直ちに契約を解除することができる。
 - 運営事業者が売上納付金その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
 - 運営事業者が手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - 運営事業者が強制執行、仮差押え、仮処分等を受けたとき若しくは解散、破産等したとき。
 - 運営事業者が県の承諾なく、2か月以上当該物件を使用しないとき。
 - 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定されるもの）に該当している者が当該物件を使用していることが判明したとき。
 - 運営事業者が県又は館の信用を著しく失墜させる行為があったとき。
 - 運営事業者の資産、信用、組織等に重大な変動が生じ、県が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

3 契約上の制限

- (1) 運営事業者は、カフェ・レストランを本業務以外の用に供してはならない。
- (2) 運営事業者は、本業務に当たって館の業務や来館者の観覧等に支障がないよう配慮しなければならない。
- (3) 運営事業者は、サービスの提供について、利用者を社会通念上合理的な理由なく区別してはならない。また、本業務における利用者の取扱いについて、館以外場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。
- (4) 運営事業者は、「九州国立博物館」等の名称を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡易に記載する場合を除く。）及び本業務以外の自ら行う業務が、本業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- (5) 運営事業者は、館において、館以外場で自らが行う事業の宣伝を行う場合は、県の許可を受けること。

4 転貸、委託の禁止等

- (1) 運営事業者は、委託に基づく権利を第三者に転貸してはならない。
- (2) 運営事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、その一部（店舗内の清掃等）について委託を行う場合、委託先を明らかにしたうえで、県の承認を得るものとする。
- (4) 上記(3)に基づき、運営事業者が委託先の事業者に業務を実施させる場合、すべて運営事業者の責任において行うものとし、委託先の事業者の責めに帰すべき事由についても、運営事業者が責任を負うものとする。

5 契約開始、終了及び解除時の条件

- (1) 運営事業者は、契約上定められた業務開始日に本業務を開始しなければならない。ただし、県の責めに帰すべき事由により本業務を開始できない場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者は、事業を継続できなくなった場合は、速やかに県に報告しなければならない。
- (3) 運営事業者は、契約期間が満了するとき、又は契約を解除されたときは、10日間以内に運営事業者の負担で当該物件を原状に復し、県の確認を受けなければならない。ただし、県が特に承認したときは、この限りではない。
- (4) (3)の場合、運営事業者は県に対し、原状回復に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができない。
- (5) (3)の場合、運営事業者は県に対し、当該物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求を行うことはできない。
- (6) 運営事業者が原状回復の義務を履行しないときは、県は、運営事業者の負担においてこれを行うことができる。

- (7) 運営事業者は、契約期間の満了又はその他の理由で業務を継続しなくなったときは、県からの依頼に応じて、一定期間、後任事業者への指導及び訓練に協力しなければならない。

6 損害賠償

- (1) 運営事業者は、館の建物、工作物、備品その他の施設設備や館から貸付けを受けた設備機器等を毀損、紛失、滅失するなど、館に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 運営事業者は、県が定める条件を履行しないため館に損害を与えた場合は、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (3) 運営事業者は、その責に帰すべき事由により、館又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

7 工事の実施

- (1) 運営事業者は、出店にあたり企画提案に基づき、自らの責任と負担において、必要な工事を行うこととする。
- (2) 工事については、あらかじめ県と設計及び施工について協議を行い、県の承認を得ることとする。なお、工事終了後は、県の確認検査を受けること。
- (3) 運営事業者が工事により設置した設備等は、運営事業者が自らの責任と負担において、維持管理を行うものとする。

8 報告・調査

運営事業者は、毎月の売上・売上歩合の支払額・利用者数等について、翌月 15 日までに県に書面により報告し、これに係る売上納付金を県が指定する期日までに支払うものとする。

県は、レストラン・カフェの管理運営及び施設設備の状況について随時調査し、必要に応じて運営事業者に報告を求めることができるものとする。

9 秘密事項、個人情報等の管理

- (1) 運営事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。
- (2) 運営事業者は、契約上又は業務上知り得た館の情報について、適切な管理をしなければならない。また、運営事業者（従事者又は従事していた者を含む）は、業務上知り得た館の秘密を第三者に漏えいし又は他の目的に利用してはならない。

10 その他

- (1) 運営事業者は、館の施設・設備等の清掃及び維持管理を適切に行い、常に衛生的で良好な状態に保たねばならない。
- (2) 本契約に関して疑義が生じた場合は、その都度、県と運営事業者が協議するものとする。
- (3) 事故や苦情等については、運営事業者の責任において対応するとともに、直ちに県へ連絡すること。

Ⅲ 応募の方法

1 応募者の資格

公募の参加者は、次の条件を全て満たしている者とする。

- (1) 本企画競争の趣旨及び運営に当たっての基本的な考え方を十分に理解し、運営に意欲のある者であること。
- (2) 現在までに、継続して3年以上、レストラン・カフェの経営を、健全に行った実績を有する者であること。
- (3) 令和4年12月末現在までの過去3年間、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 福岡県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。また、これらの者に利益若しくは便宜の供与等を行っていないこと。
- (9) 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。

2 公募説明会

現地案内、募集要項及び設備概要の説明を行うため、公募への参加希望者は可能な限り参加すること。疑義については、すべて質問書の提出により回答する。

なお、説明会への参加人数は1社につき2名までとする。

(1) 日時

令和5年2月8日（水）午後2時から（受付時間 午後1時30分～午後2時）

(2) 場所

九州国立博物館1階 研修室

(3) 条件等

- ① 公募説明会への事前の参加申込みは不要。
- ② 説明資料は、本要項（別紙及び様式集を含む）となるため、参加者各自で印刷の上、持参すること。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望するものは、次のとおり事前に参加を申し込むこと。

実質的に同一法人等であると県が判断する複数法人等からの申込みは受け付けない。なお、参加申込みを行わなかった者からの企画提案は受け付けないので、留意すること。

暴力団排除に関する手続きのため、「1 応募者の資格(8)」について、福岡県警察本部に照会を行う。

(1) 提出書類

- ① 「九州国立博物館レストラン・カフェ運営業務企画提案公募 参加申込書」(様式 1)
- ② 役員一覧表 (様式 2)
- ③ 企業等概要 (様式 3)
- ④ 過去 3 か年の飲食店営業実績 (任意様式)
- ⑤ ④の営業店舗において取得した各種営業許可 (飲食店営業許可書等) の写し

※④に該当する店舗が複数ある場合は、現に有効な 1 店舗で可とする。

(2) 受付期間

令和 5 年 2 月 15 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送 (特定記録)

※持参の場合、受付は午前 9 時から午後 5 時まで (県の休日には受領しない。)

(4) 提出先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 4 丁目 7 番 2 号 (九州国立博物館)

電話 : 092-929-3272

4 質疑応答

本要項及び公募説明会での説明内容に関する質疑は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 提出様式

「九州国立博物館レストラン・カフェ運営業務企画提案公募 質問書」(様式 4)

(2) 期間

令和 5 年 2 月 17 日 (金) 正午まで

(3) 提出方法

持参、FAX、電子メールのいずれかとする

※FAX、又は電子メールの場合は、着信確認の連絡を行うこと。

※持参の場合、受付は午前 9 時から午後 5 時 (県の休日には受領しない。)

(4) 提出先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 4 丁目 7 番 2 号 (九州国立博物館)

電話 : 092-929-3272 FAX : 092-929-3276

電子メール : kouhou@kyuhaku.jp

(5) 回答

提出された質問への回答は、参加申込みした全事業者に対し、令和 5 年 2 月 22 日 (水) までに電子メールで回答する。

5 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

① 受付期間

令和 5 年 1 月 30 日（月）～ 令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 5 時まで

② 提出方法

必ず持参すること。受付は、午前 9 時から午後 5 時まで（県の休日には受領しない）。

③ 提出先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 4 丁目 7 番 2 号（九州国立博物館）

④ その他

参加申込みを行わなかった者からの企画提案書は受け付けない。

参加申込みを行った者が企画提案書を提出しない場合は、令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 5 時までに様式 6「九州国立博物館レストラン・カフェの委託による運営事業企画提案公募参加辞退届」を上記③の提出先へ提出すること。

なお、実質的に同一法人等であると県が判断する複数法人等からの提案は受け付けない。

(2) 提出書類

① 企画提案書 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

- ・ 副本 7 部には、社名の記載や押印は不要。
- ・ 別紙「企画提案書作成要領」に則って作成すること。
- ・ A4 版（図面は A3 版で可）

② 誓約書（様式 5）

③ 商業・法人登記簿謄本（過去 3 か月以内に発行されたもの）、個人の場合は住民票

④ 定款（個人の場合は不要）

⑤ 企業等概要資料

会社の沿革・理念、事業経歴、創立年月日、組織図、従業員数等の概要、営業品目・サービス及び年間取扱高、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況、主な取引先等についての記載を含んだ書類（上記内容が記載されていれば、会社パンフレット等でも可。）1 年以内に作成したものを提出すること。

⑥ 納税証明書（原本）

事業税及び法人税の納税証明書、個人の場合は、住民税及び所得税の納税証明書
（過去 3 か月以内に発行されたもの）

⑦ 過去 3 か年の財務諸表

(3) 留意点

- ① 企画提案書等の応募に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等の不備や不足があった場合は、無効とする。

- ③ 提出された企画提案書等は、審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、返却しない。

6 審査・選定後の手続き

(1) 審査方法

企画提案書のプレゼンテーション等の日時を指定し、企画内容について説明を受けた上で、「九州国立博物館レストラン・カフェ運營業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ただし、応募事業者が5者以上となった場合は、広報課において事前審査を行う場合がある。

① 日時

令和5年3月中旬 ※日時は別途指定する。

② 場所

九州国立博物館

③ 備考

参加に要する費用は、応募事業者の負担とする。

(2) 審査項目

① 店舗計画 (20%)

② 営業計画 (35%)

③ 食品衛生・環境衛生 (10%)

④ 組織・経営計画 (25%)

⑤ 売上歩合の設定 (10%)

※詳細は、企画提案書作成要領に示す。

(3) 審査結果

審査結果は、応募事業者に対し文書で通知する。

(4) 契約について

審査の結果、運営事業予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約の締結を行わない場合がある。

(5) 契約方法

① 契約内容は、別途定める契約書のとおりとする。

② 契約保証金は、841千円以上とする。

ただし、福岡県財務規則第170条各号に該当する場合は、免除する。

7 スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

① 公告／企画提案公募要項配付開始 令和5年1月27日（金）

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ② 公募説明会 | 令和 5 年 2 月 8 日 (水) |
| ③ 企画提案公募要項配付終了・参加登録申込書提出締切 | 令和 5 年 2 月 15 日 (水) |
| ④ 企画提案書提出締切 | 令和 5 年 3 月 7 日 (火) |
| ⑤ プレゼンテーション実施 | 令和 5 年 3 月中旬 |
| ⑥ 契約締結 | 令和 5 年 4 月 1 日 (土) |
| ⑦ 契約期間 | 令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月 |
| ⑧ 営業開始 | 令和 5 年度中のできる限り早い時期 |

【参考】

九州国立博物館入館者数

令和 4 年度 (4～11 月)	404,437 人 (特別展：北斎等)
令和 3 年度	236,468 人 (特別展：皇室の名宝等)
令和 2 年度	149,919 人 (特別展：奈良・中宮寺の国宝)
令和元年度	829,655 人 (特別展：三国志等)
平成 30 年度	893,393 人 (特別展：ビュールレ・コレクション等)
平成 29 年度	842,577 人 (特別展：世界遺産 ラスコー展等)
平成 28 年度	1,067,831 人 (特別展：始皇帝と大兵馬俑等)